

令和6年度 摂津市実費徴収に係る補足給付事業について

1. 事業の概要

生活保護世帯等を対象に、保育所や幼稚園、認定こども園、小規模保育事業等において、市が定める保育料とは別に、各施設が保護者から徴収する費用のうち、日用品や文房具等の購入費用、遠足代などの実費負担の一部を補助するもので、子ども・子育て支援法に基づく事業です。

詳細は、別紙のQ & Aをご覧ください。

2. 補助金を受けることができる方

次のいずれにも該当する保護者です。

- i 摂津市在住であること
- ii お子さまの保育料が、保育料表の **A 階層**(生活保護の受給世帯等)であること
- iii 認可保育所、認定こども園、幼稚園(子ども・子育て支援新制度に移行した園に限ります。)、地域型保育事業等の保育施設(摂津市外の施設を含みます。)にお子さまが在籍していること

3. 補助限度額

子ども1人当たり月額 2,700 円(年額 32,400 円)

4. 補助対象となる費用(例)

教育・保育に使用する物品の購入に要する費用や行事参加費用等

※基本的には、施設を通して購入したものが補助対象となります。施設を通さずに購入したものについては、施設が指定した物品を、施設が指定した店で購入した場合で、通常必要とされる実費であると認められるものが対象です。

- ・ 制服・帽子・コップ・スモック・体操服・IDカード・通園かばん・修了証書入れ
- ・ 教材・名札・上履き・歯ブラシ・おむつ・各種保険料・バス送迎費・文房具・タオル
- ・ 宿泊行事費・連絡帳・エプロン・絵本代・名前ゴム印・午睡用ふとん(リース可)
- ・ 行事参加費(遠足の交通費や入場料)

5. 補助対象とならない費用(例)

教育・保育に直接使用されないものや、施設を通さずに購入したものなど

- ・ 施設を通さずに購入した物品(ただし、上記※印のものは対象)
- ・ 英語や体操等の教室やレッスンに係る費用
- ・ 写真やアルバムの購入費用
- ・ 主食費、副食費
- ・ 施設の維持や管理に要する費用
- ・ 延長保育や一時預かり等の保育料
- ・ 保護者会等の費用

別紙 摂津市実費徴収に係る補足給付事業について Q&A

Q1	本補助金は、生活保護制度における収入として認定されますか？
いいえ。自己更生のための恵与金に該当するため、収入として認定されません。また、補助金を受け取った際には、その旨を担当ケースワーカーに申告ください。	
Q2	保育料が0円であれば、この事業の対象となるのですか？
階層区分がA階層（生活保護世帯等）の方が対象です。たとえ保育料が0円でも、その階層以外の世帯は対象外です。	
Q3	補助額の具体的な計算方法を教えてください。
月額×補助対象月数が年間の補助限度額です。 この補助限度額と、実際に保護者が負担された実費徴収額の年額とを比較して、低い方の額が補助額となります。なお、補助対象月数とは、P. 2の「2. 補助金を受けることができる方」に該当している期間における月数で、今年度は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に該当する月をいいます。	
Q4	基本的に施設を通して購入したものが補助対象ということですが、施設をとおさず、保護者が施設以外の場所で購入したものは、どのような時に補助対象となりますか？
施設指定のかばんや制服など、施設が指定した物品を、施設が指定した販売店や取扱業者で購入した場合に対象となります。この場合、領収書のほかに施設指定であることが分かるよう、施設が保護者へ渡された手紙類（用意する物品リストやしおりなど）の写しを添付していただく必要があります。	
Q5	雑費や諸費など、物品の購入費や行事参加費ではない負担額は、補助対象となりますか？
お子さまの教育・保育に使用する物品の購入費用や行事参加費等（詳しくはP. 2の「4. 補助対象となる費用」をご覧ください）として、施設が設定した負担額であれば対象となります。一方、同じ名称の負担額であっても、施設の維持管理や、補助対象外の費用（詳しくはP. 2の「5. 補助対象とならない費用」をご覧ください。）に充てられるものについては対象外ですので、施設にご確認のうえ、申請してください。	
Q6	実費での負担の中には、進級や入園の準備として令和6年4月より前に支払ったものがありますが、対象となりますか？
令和6年4月1日以降の教育・保育に必要となった物品にかかる費用等については、4月以前に支払った分も、今年度の補助事業の対象とすることが可能です。 ただし、一度申請した負担額を、別の年度で再度申請することはできません。万が一、二重給付が判明した時は、返金いただくことになりますので、ご注意ください。	
Q7	補助金の交付請求書に振込先の口座情報を記入するところがありますが、口座名義が子どもや保護者以外の口座でも可能ですか？
原則、補助金の交付申請者の口座名義とします。 なお、申請者として記入いただける方は、実費徴収額を実際に負担されている方です。	
Q8	領収書をなくしたら、申請できないのでしょうか？
なくした領収書やレシートの代わりに、用品についての施設からの手紙類（用意する物品リストやしおりなど）の写し（再発行のものでも可）を添付してください。それらもない場合は、施設から領収書を取得のうえ、添付してください。根拠書類が一切なく、自己申告のみの場合は、申請できません。 なお、各施設における実費徴収の状況については、市による事実確認等を行うことがあります。	

Q9	支払いが口座振替によるためなど、領収書がない場合、実費負担額を証明する書類として、どのような書類を添付したら良いですか？
徴収が口座振替による場合は、通帳における明細書の該当箇所の写し(口座残高など申請に無関係な部分は不要)を添付してください。それ以外の理由により領収書がない場合は「Q8」をご覧ください。	
Q10	年度途中で生活保護が廃止になった、あるいは生活保護が開始になった場合は、どのように申請すればよいですか？
申請書を提出する時点で生活保護でなくても、年度内に生活保護を受給していた期間があり、実費徴収の負担があった場合は、申請可能ですので、その年度内に申請してください。 例えば、4月から生活保護を受給しており、12月に生活保護が廃止となったときは、4月から12月の廃止日までの間に負担したのについては、申請することができます。一方、12月の廃止日以降に負担したものは補助対象外です。	
Q11	年度途中で転園した場合は、どのように申請すればよいですか？
転園前の保育施設分と、転園後の保育施設分をまとめて1枚の申請書で申請してください。申請時点で在籍している施設を通じて申請いただいて差し支えありません。申請書における保育施設名の欄には、在籍していた保育施設名を並べて記入してください。	
Q12	年度の途中で市外へ転出した場合は、どのように申請できますか？
市外へ転出する場合は、市が設定する申請時期に関わらず、退園する前に申請していただいて差し支えありません。転出前における実費負担額については、摂津市にて補助対象となりますが、転出後も施設を利用する場合は、転出先の市区町村へ、補助制度の有無や申請方法について、お尋ねください。	
Q13	月の途中で入退所した場合、その月の補助限度額はどのようにしますか？
その月にいずれかの補助対象施設に在籍していれば、その月内における在籍日数又は施設数にかかわらず、補助限度額の算定上の月数としては、1ヶ月分として計算します。	
Q14	兄弟姉妹の申請はどのようにすれば良いですか？
お子さま一人に1枚ずつ申請書が必要です。添付書類が共通する場合は、お手数ですがコピーしてそれぞれの申請書に添付してください。	